

○千葉県宅地建物取引業法施行細則

改正後

千葉県宅地建物取引業法施行細則

昭和四十年四月二日
規則第四十号

改正	昭和四十六年	八月二七日規則第	昭和四十六年二月一五日規則第
	六四号		九四号
	昭和四十九年	七月二日規則第	昭和五十二年一月一日規則第
	五〇号		六九号
	昭和五十三年	四月一日規則第	昭和五十六年七月一〇日規則第
	一八号		四九号
	昭和五十七年	六月二九日規則第	平成二年八月二四日規則第
	四六号		五四号
	平成六年	三月二九日規則第	平成一二年四月一日規則第
	一二号		一三三号
	平成一十六年	四月一日規則第	平成一十七年三月七日規則第
	八八号		二五号
	平成一十七年	四月一日規則第	平成一九年三月三〇日規則第
	一〇〇号		六三号
	平成二四年	七月三日規則第	平成二七年三月三一日規則第
	五九号		三一号
	平成二七年一二月	四日規則第	平成三〇年二月九日規則第
	七四号		三号
	令和二年	三月一三日規則第	令和六年五月二四日規則第
	一一号		四六号

千葉県宅地建物取引業法施行細則

(免許申請書添付書類の特例)

第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第三条第一項の免許を受けようとする者は、**次の各号に掲げる者が外国人である場合にあっては、法第四条第一項の免許申請書に、当該者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。**

「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号。以下「施行規則」という。）第一条の二第一号に規定する免許を受けようとする者

改正前

千葉県宅地建物取引業法施行細則

昭和四十年四月二日
規則第四十号

改正	昭和四十六年	八月二七日規則第	昭和四十六年二月一五日規則第
	六四号		九四号
	昭和四十九年	七月二日規則第	昭和五十二年一月一日規則第
	五〇号		六九号
	昭和五十三年	四月一日規則第	昭和五十六年七月一〇日規則第
	一八号		四九号
	昭和五十七年	六月二九日規則第	平成二年八月二四日規則第
	四六号		五四号
	平成六年	三月二九日規則第	平成一二年四月一日規則第
	一二号		一三三号
	平成一十六年	四月一日規則第	平成一十七年三月七日規則第
	八八号		二五号
	平成一十七年	四月一日規則第	平成一九年三月三〇日規則第
	一〇〇号		六三号
	平成二四年	七月三日規則第	平成二七年三月三一日規則第
	五九号		三一号
	平成二七年一二月	四日規則第	平成三〇年二月九日規則第
	七四号		三号
	令和二年	三月一三日規則第	令和六年五月二四日規則第
	一一号		四六号

千葉県宅地建物取引業法施行細則

(免許申請書添付書類の特例)

第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第三条第一項の免許を受けようとする者は、**法第四条第一項の免許申請書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。**

「免許申請者（法人である場合においてはその役員（相談役及び顧問を含む。）をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）及び宅地建物取引業法施行

平成二年五四号・六年一二号・一二年一三三号・三〇年三号〕

〔廃業等の届出の添付書類〕

第六条 法第十一条第一項の規定により知事に廃業等の届出をしようとする者は、施行規則**第五条の四**の廃業等届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 宅地建物取引業者が死亡した場合 当該宅地建物取引業者の除籍謄本
- 二 法人が合併により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書
- 三 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があつた場合 裁判所が当該届出をしようとする者を破産管財人として選定したことを証する書面の写し

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人に係る登記事項証明書

一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四九年五〇号・五二年六九号・五六年四九号・平成二年五四号・六年一二号・一二年一三三号・一六年八八号・一七年二五号・一〇〇号〕

〔試験の施行及び試験の期日等の公告〕

第七条 知事は、法第十六条第一項に規定する宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）の実施に関する事務を自ら行うときは、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ千葉県報に公告するものとする。

全部改正〔平成三〇年規則三号〕

〔合格の公告及び合格証書の交付〕

第八条 知事は、前条の場合においては、その行つた試験に合格した者の受験番号を千葉県報に公告し、当該合格者に合格証書（別記第四号様式）を交付する。

一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四九年五〇号・五六年四九号・平成二年五四号・一二年一三三号・三〇年三号〕

〔登録申請の添付書類の特例〕

第八条の二 法第十八条第一項の登録を受けようとする者は、法第十九条第一項の登録申請書に記載した氏名と試験に合格したことを証する書面に記載された氏名が異なるときは、当該登録申請書には、戸籍抄本を添付しなければならない。

追加〔平成一二年規則一三三号〕、一部改正〔平成一六年規則八八号・二七年三一号・三〇年三号〕

平成二年五四号・六年一二号・一二年一三三号・三〇年三号〕

〔廃業等の届出の添付書類〕

第六条 法第十一条第一項の規定により知事に廃業等の届出をしようとする者は、施行規則**第五条の五**の廃業等届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 宅地建物取引業者が死亡した場合 当該宅地建物取引業者の除籍謄本
- 二 法人が合併により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書
- 三 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があつた場合 裁判所が当該届出をしようとする者を破産管財人として選定したことを証する書面の写し

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人に係る登記事項証明書

一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四九年五〇号・五二年六九号・五六年四九号・平成二年五四号・六年一二号・一二年一三三号・一六年八八号・一七年二五号・一〇〇号〕

〔試験の施行及び試験の期日等の公告〕

第七条 知事は、法第十六条第一項に規定する宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）の実施に関する事務を自ら行うときは、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ千葉県報に公告するものとする。

全部改正〔平成三〇年規則三号〕

〔合格の公告及び合格証書の交付〕

第八条 知事は、前条の場合においては、その行つた試験に合格した者の受験番号を千葉県報に公告し、当該合格者に合格証書（別記第四号様式）を交付する。

一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四九年五〇号・五六年四九号・平成二年五四号・一二年一三三号・三〇年三号〕

〔登録申請の添付書類の特例〕

第八条の二 法第十八条第一項の登録を受けようとする者は、法第十九条第一項の登録申請書に記載した氏名と試験に合格したことを証する書面に記載された氏名が異なるときは、当該登録申請書には、戸籍抄本を添付しなければならない。

追加〔平成一二年規則一三三号〕、一部改正〔平成一六年規則八八号・二七年三一号・三〇年三号〕

(登録拒否通知)

第九条 施行規則第十四条の四第二項の規定による登録を受けようとする者への通知は、登録拒否通知(別記第五号様式)により行う。

追加〔昭和四十九年規則五〇号〕、一部改正〔昭和五十六年規則四九号・平成二年五四号・一二年一三三三号〕

(登録移転申請の添付書類)

第十条 法第十九条の二の規定により登録の移転の申請をしようとする者は、施行規則第十四条の五第一項の登録移転申請書に、県内に所在する宅地建物取引業者の業務に従事し、又は従事しようとすることを証する書面を添付しなければならない。

全部改正〔平成一二年規則一三三三号〕

(変更登録申請の添付書類)

第十条の二 法第二十条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、施行規則第十四条の七第一項の変更登録申請書に、その変更事項が氏名又は本籍地に係る場合にあつては戸籍抄本を、住所に係る場合にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面を、業務に従事する宅地建物取引業者に係る場合(変更前の宅地建物取引業者と変更後の宅地建物取引業者が異なる場合に限る。)にあつては退職を証する書面又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

追加〔平成一二年規則一三三三号〕

(死亡の届出の添付書類)

第十条の三 法第二十一条第一号の規定により死亡の届出をしようとする者は、施行規則第十四条の七の二第一項の死亡等届出書に、法第十八条第一項の登録を受けている者の除籍謄本を添付しなければならない。

全部改正〔令和二年規則一一号〕

(営業保証金の取戻し)

第十一条 法第三十条第二項の規定により営業保証金の取戻しのため官報に公告をしたときは、宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和三十二年法務省・建設省令第一号。以下「営業保証金規則」という。)第七条第三項の規定により、営業保証金取戻し公告済届出書(別記第七号様式)に当該官報の写しを添付して、知事に届け出なければならない。

2 営業保証金規則第八条第一項又は第二項の規定により、前項の公告の日から当該公告に定める期間内に法第二十七条第一項の債権者の申出のなかつた旨の証明書、又は債権者の申出があり、当該申出に係る債権総額に関する証

(登録拒否通知)

第九条 施行規則第十四条の四第二項の規定による登録を受けようとする者への通知は、登録拒否通知(別記第五号様式)により行う。

追加〔昭和四十九年規則五〇号〕、一部改正〔昭和五十六年規則四九号・平成二年五四号・一二年一三三三号〕

(登録移転申請の添付書類)

第十条 法第十九条の二の規定により登録の移転の申請をしようとする者は、施行規則第十四条の五第一項の登録移転申請書に、県内に所在する宅地建物取引業者の業務に従事し、又は従事しようとすることを証する書面を添付しなければならない。

全部改正〔平成一二年規則一三三三号〕

(変更登録申請の添付書類)

第十条の二 法第二十条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、施行規則第十四条の七第一項の変更登録申請書に、その変更事項が氏名又は本籍地に係る場合にあつては戸籍抄本を、住所に係る場合にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面を、業務に従事する宅地建物取引業者に係る場合(変更前の宅地建物取引業者と変更後の宅地建物取引業者が異なる場合に限る。)にあつては退職を証する書面又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

追加〔平成一二年規則一三三三号〕

(死亡の届出の添付書類)

第十条の三 法第二十一条第一号の規定により死亡の届出をしようとする者は、施行規則第十四条の七の二第一項の死亡等届出書に、法第十八条第一項の登録を受けている者の除籍謄本を添付しなければならない。

全部改正〔令和二年規則一一号〕

(営業保証金の取戻し)

第十一条 法第三十条第二項の規定により営業保証金の取戻しのため官報に公告をしたときは、宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和三十二年法務省・建設省令第一号。以下「営業保証金規則」という。)第七条第三項の規定により、営業保証金取戻し公告済届出書(別記第七号様式)に当該官報の写しを添付して、知事に届け出なければならない。

2 営業保証金規則第八条第一項又は第二項の規定により、前項の公告の日から当該公告に定める期間内に法第二十七条第一項の債権者の申出のなかつた旨の証明書、又は債権者の申出があり、当該申出に係る債権総額に関する証

明書の交付を受けようとする者は、それぞれその旨を記載した交付請求書（別記第八号様式又は別記第九号様式）を、それぞれ知事に提出しなければならない。 3 前項の請求により交付する営業保証金規則第八条第一項に規定する証明書又は同条第二項に規定する証明書は、別記第十号様式又は別記第十一号様式によるものとする。	明書の交付を受けようとする者は、それぞれその旨を記載した交付請求書（別記第八号様式又は別記第九号様式）を、それぞれ知事に提出しなければならない。 3 前項の請求により交付する営業保証金規則第八条第一項に規定する証明書又は同条第二項に規定する証明書は、別記第十号様式又は別記第十一号様式によるものとする。
一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四十九年五〇号・五十六年四九号・平成二年五四号・一六年八八号・一九年六三号・三〇年三号〕 第十二条 営業保証金規則第十条の規定による宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十二号様式）に正会員名簿（別記第十三号様式）を添付して知事に提出しなければならない。 2 前項の請求により交付する営業保証金規則第十条に規定する書面は、別記第十四号様式によるものとする。 追加〔平成一九年規則六三号〕、一部改正〔平成三〇年規則三号〕（弁済業務保証金の取戻し） 第十三条 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省・建設省令第二号。以下「弁済業務保証金規則」という。）第五条第一号の規定による宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失つた旨の証明書の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十五号様式）に社員資格喪失報告書（別記第十六号様式）を添付して知事に提出しなければならない。 2 前項の請求により交付する弁済業務保証金規則第五条第一号に規定する証明書は、別記第十七号様式によるものとする。 3 弁済業務保証金規則第五条第二号の規定による宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書及び一部の事務所を廃止した事実を証する書面の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十八号様式）に法第九條第一項の規定による変更届出書を添付して知事に提出しなければならない。 4 前項の請求により交付する弁済業務保証金規則第五条第二号に規定する証明書及び書面は、別記第十九号様式によるものとする。 追加〔平成一九年規則六三号〕 附 則 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。	一部改正〔昭和四十六年規則九四号・四十九年五〇号・五十六年四九号・平成二年五四号・一六年八八号・一九年六三号・三〇年三号〕 第十二条 営業保証金規則第十条の規定による宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十二号様式）に正会員名簿（別記第十三号様式）を添付して知事に提出しなければならない。 2 前項の請求により交付する営業保証金規則第十条に規定する書面は、別記第十四号様式によるものとする。 追加〔平成一九年規則六三号〕、一部改正〔平成三〇年規則三号〕（弁済業務保証金の取戻し） 第十三条 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省・建設省令第二号。以下「弁済業務保証金規則」という。）第五条第一号の規定による宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失つた旨の証明書の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十五号様式）に社員資格喪失報告書（別記第十六号様式）を添付して知事に提出しなければならない。 2 前項の請求により交付する弁済業務保証金規則第五条第一号に規定する証明書は、別記第十七号様式によるものとする。 3 弁済業務保証金規則第五条第二号の規定による宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書及び一部の事務所を廃止した事実を証する書面の交付を受けようとする者は、その旨を記載した交付請求書（別記第十八号様式）に法第九條の規定による変更届出書を添付して知事に提出しなければならない。 4 前項の請求により交付する弁済業務保証金規則第五条第二号に規定する証明書及び書面は、別記第十九号様式によるものとする。 追加〔平成一九年規則六三号〕 附 則 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、なお従前の例による。 附 則（昭和四十六年八月二十七日規則第六十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十九年七月二日規則第五十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十二年十一月一日規則第六十九号） （施行期日）	2 この規則の施行の際、現に宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、なお従前の例による。 附 則（昭和四十六年八月二十七日規則第六十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十九年七月二日規則第五十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十二年十一月一日規則第六十九号） （施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。 （免許の更新の特例） 2 この規則の施行の日前に法第三条第一項の免許を受けた者で、この規則の施行の日以後に同条第二項の免許の更新を受けようとするものは、申請書に改正後の千葉県宅地建物取引業法施行細則第一条各号に掲げる書類を添付しなければならない。 附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十六年七月十日規則第四十九号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十七年六月二十九日規則第四十六号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二年八月二十四日規則第五十四号） この規則は、平成二年九月一日から施行する。 附 則（平成六年三月二十九日規則第十二号） この規則は、平成六年四月一日から施行する。 附 則（平成十二年四月十一日規則第百三十三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十六年四月一日規則第八十八号） この規則は、平成十六年七月一日から施行する。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。 （免許の更新の特例） 2 この規則の施行の日前に法第三条第一項の免許を受けた者で、この規則の施行の日以後に同条第二項の免許の更新を受けようとするものは、申請書に改正後の千葉県宅地建物取引業法施行細則第一条各号に掲げる書類を添付しなければならない。 附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十六年七月十日規則第四十九号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十七年六月二十九日規則第四十六号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二年八月二十四日規則第五十四号） この規則は、平成二年九月一日から施行する。 附 則（平成六年三月二十九日規則第十二号） この規則は、平成六年四月一日から施行する。 附 則（平成十二年四月十一日規則第百三十三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十六年四月一日規則第八十八号） この規則は、平成十六年七月一日から施行する。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)	
2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則 (平成十七年四月一日規則第百号)	附 則 (平成十七年四月一日規則第百号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成十九年三月三十日規則第六十三号)	附 則 (平成十九年三月三十日規則第六十三号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。	この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年七月三日規則第五十九号)	附 則 (平成二十四年七月三日規則第五十九号)
この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。	この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
附 則 (平成二十七年三月三十一日規則第三十一号)	附 則 (平成二十七年三月三十一日規則第三十一号)
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十七年十二月四日規則第七十四号)	附 則 (平成二十七年十二月四日規則第七十四号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成三十年二月九日規則第三号)	附 則 (平成三十年二月九日規則第三号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年三月十三日規則第十一号)	附 則 (令和二年三月十三日規則第十一号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年五月二十四日規則第四十六号)	附 則 (令和六年五月二十四日規則第四十六号)
この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。	この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。
別 記	別 記
第一号様式	第一号様式
(第二条)	(第二条)
全部改正〔平成17年規則100号〕、一部改正〔平成27年規則74号〕	全部改正〔平成17年規則100号〕、一部改正〔平成27年規則74号〕
第二号様式 削除	第二号様式 削除
〔平成16年規則88号〕	〔平成16年規則88号〕
第三号様式 削除	第三号様式 削除
〔平成12年規則133号〕	〔平成12年規則133号〕
第四号様式	第四号様式
(第八条)	(第八条)
全部改正〔昭和56年規則49号〕、一部改正〔平成2年規則54号・27年31号〕	全部改正〔昭和56年規則49号〕、一部改正〔平成2年規則54号・27年31号〕
第五号様式	第五号様式
(第九条)	(第九条)

第六号様式	全部改正〔平成17年規則100号〕、一部改正〔平成27年規則74号〕 削除 〔平成12年規則133号〕	第六号様式	全部改正〔平成17年規則100号〕、一部改正〔平成27年規則74号〕 削除 〔平成12年規則133号〕
第七号様式		第七号様式	
（第十一条第一項）	全部改正〔平成30年規則3号〕	（第十一条第一項）	全部改正〔平成30年規則3号〕
第八号様式		第八号様式	
（第十一条第二項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十一条第二項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第九号様式		第九号様式	
（第十一条第二項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十一条第二項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第十号様式		第十号様式	
（第十一条第三項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十一条第三項）	全部改正〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第十一号様式		第十一号様式	
（第十一条第三項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十一条第三項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第十二号様式		第十二号様式	
（第十二条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十二条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第十三号様式		第十三号様式	
（第十二条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕	（第十二条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則3号〕
第十四号様式		第十四号様式	
（第十二条第二項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則31号〕	（第十二条第二項）	追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則31号〕
第十五号様式		第十五号様式	
（第十三条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕	（第十三条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕
第十六号様式		第十六号様式	
（第十三条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕	（第十三条第一項）	追加〔平成19年規則63号〕
第十七号様式		第十七号様式	
	追加〔平成19年規則63号〕		追加〔平成19年規則63号〕

(第十三条第二項) 追加 [平成19年規則63号]、一部改正 [平成27年規則31号] 第十八号様式 (第十三条第三項) 追加 [平成19年規則63号] 第十九号様式 (第十三条第四項) 追加 [平成19年規則63号]、一部改正 [平成27年規則31号]	(第十三条第二項) 追加 [平成19年規則63号]、一部改正 [平成27年規則31号] 第十八号様式 (第十三条第三項) 追加 [平成19年規則63号] 第十九号様式 (第十三条第四項) 追加 [平成19年規則63号]、一部改正 [平成27年規則31号]
---	---